

# 石川県公報

令和3年10月29日

第13452号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(文化振興課) 1
○特例休猟区の指定	(自然環境課) 2
○休猟区の指定	(同) 2
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 2
○県道の供用の開始	(道路整備課) 4
○一般競争入札の落札者等	(警察本部) 4
公 告	
○争議行為の通知公告	(労働企画課) 4
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 5
○第50回採石業務管理者試験合格者	(河川課) 6
○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課) 6
選挙管理委員会	
○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の異動の報告	6
○政治団体の届出の公表	6
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
○資金管理団体の届出の公表	8
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	8
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	9
○石川県選挙管理委員会告示第62号及び第64号から第75号までの公布公告	9
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第1区選挙長</b>	
○衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告	13
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第2区選挙長</b>	
○衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告	14
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第3区選挙長</b>	
○衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告	14

## 告 示

### 石川県告示第403号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
石川県立図書館第二期新システム（その3）I C 関連機器等の賃貸借及び保守 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和3年9月9日
- 落札者の名称及び所在地  
三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 落札金額  
299,970,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年7月30日

#### 石川県告示第404号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

富来特例休猟区

2 区域

羽咋郡志賀町道大鳥居線と広域農道との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み主要地方道志賀富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み主要地方道福浦港中島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み広域農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,880ヘクタール

4 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで

#### 石川県告示第405号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

富来休猟区

2 区域

羽咋郡志賀町道大鳥居線と広域農道との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み主要地方道志賀富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み主要地方道福浦港中島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み広域農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,880ヘクタール

4 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで

#### 石川県告示第406号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

木場潟特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市木場町、符津町、矢崎町、今江町、蓮代寺町及び三谷町地内に位置する木場潟公園の水面一円の区域

3 面積

114ヘクタール

- 4 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
犀川大桑地区特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

金沢市城南2丁目地内の市道城南2丁目線32号と犀川に架かる通称鞍月用水堰(せき)との交点を起点とし、同所から同川右岸堤防を上流に向かって進み、市道準幹線504号幸町涌波線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道涌波2丁目5号との交点(通称導水管)に至り、同所から同川左岸に向かって南西に進み市道崎浦3号大桑町線との交点に至り、同所から同川左岸堤防を下流に向かって進み、通称鞍月用水取水堰との交点に至り、同所から同堰を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
32ヘクタール
  - 4 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
大津潟・深見潟特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

七尾市新保町夕部田鶴浜町白浜地内の国道249号と主要地方道田鶴浜堀松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み大津農道52号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み大津川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み国道249号との交点に至り、同所から同川右岸河口を南東に進み深浦潟の堤防海側の汀線との交点に至り、同所から同潟堤防の海側の汀線を北東及び南東に進み市道深見5号線終点と同潟堤防海側との交点に至り、同所から同堤防を南西及び西に進みJR七尾線を横断し起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
15ヘクタール
  - 4 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
蛸島大池特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

珠洲市蛸島町地内の市道16号線と市道15号線及び市道56号との交点を起点とし、同所から市道15号線を南西に進み田喜知前田畠道との交点に至り、同所から同道を北北西に進み市道56号を横断し蛸島大池の通称中胴に至り、同所から直線で北西に進み対岸の通称箱の口に至り、同所から通称開拓農道を北東に進み市道16号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
17ヘクタール
- 4 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 石川県告示第407号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和3年10月29日から同年11月12日まで縦覧に供する。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
高松内灘線	かほく市遠塚イ72番9地先から かほく市遠塚口27番5地先まで	令和3年10月29日	津幡土木事務所 維持管理課

## 石川県告示第408号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約により相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
汎用電子計算機周辺機器賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県警察本部警務部会計課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年8月25日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区港南二丁目15番3号
- 随意契約に係る契約金額  
35,960,760円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年7月9日
- 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

## 公 告

## 争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 林明子から、次のとおり争議行為を行う旨令和3年10月21日通知があった。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 事件  
賃金引上げ等の要求
- 日時

令和3年11月5日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

- 金沢市赤土町ニ13番地 6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院
- 金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院
- 金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター
- 金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院
- 金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
- 七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院
- 七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園
- 七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院
- 羽咋市柳橋町堂田53番地 1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所
- 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院
- 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里
- 小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所
- 輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所
- 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック
- 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック
- 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり
- 金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院
- 金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会
- 金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所
- 金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて
- 金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし
- 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ
- 金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい
- 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし
- 羽咋市東川原町柳橋74番地 1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのほの
- 金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
- 金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと
- 金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
- 羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里
- 金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
東 典一	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦279番
中川 美登利	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町小浦字新開5番ほか3筆
有限会社 ジャパンファーム	小松市	小松市金平町尾谷53番

吉田 則明	能美市	能美市寺井町ニ51番1ほか8筆
土井 育男	能美市	能美市北市町ホ40番1
村本 知三	金沢市	金沢市普正寺町2字35番ほか7筆
西尾 恵輔	金沢市	金沢市打木町東1649番
農業組合法人 米六	河北郡津幡町	河北郡津幡町字横浜3番1ほか19筆

## 2 認可年月日

令和3年10月29日

## 第50回採石業務管理者試験合格者

令和3年10月8日に実施した第50回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(大) 1、(南) 1、(奥) 1

## 都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和3年10月29日から同年11月12日まで縦覧に供する。

令和3年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 3・4・21号西金沢駅通り線	金沢市西金沢1丁目並びに米泉町6丁目及び7丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画道路 3・4・22号泉野々市線	金沢市押野1丁目及び2丁目、米泉町5丁目、6丁目及び8丁目並びに西泉4丁目及び5丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
小松都市計画区域区分	小松市打越町、沖町及び向本折町の各一部	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月29日

石川県選挙管理委員会

市町名	施設名	所在地	異動年月日
七尾市	七尾市徳田地区コミュニティセンター	新 七尾市中挾町リ部3番地1	令和3年4月1日
		旧 七尾市中挾町リ部23番地	
七尾市	七尾市崎山地区コミュニティセンター	新 七尾市鶴浦町下部13番地2	令和3年4月1日
		旧 七尾市鶴浦町上部59番地	

## 石川県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の

2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党石川県第一選挙区支部	小森 卓郎	宮本 義典	金沢市鞍月5-181 AUBEビル5階	衆議院議員(候補者等)	○	令和3年9月24日

(政党の支部以外のその他の政治団)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木戸なおみ後援会	木戸 奈諸美	山口 照雄	七尾市上府中町セ部10-3	令和3年9月22日
原田一則後援会	西川 大介	西川 大介	七尾市能登島須曾町20-60	令和3年9月28日

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 80 号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県衆議院支部	馳 浩	政治団体の名称	自由民主党石川県衆議院支部	自由民主党石川県第一選挙区支部	令和3年9月14日
自由民主党中能登町支部	宮下 為幸	代表者	宮下 為幸	杉本 栄蔵	令和3年9月15日
		会計責任者	町駒 弘之	藤本 一義	令和3年9月15日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
谷本正憲繊維協会後援会	遠藤幸四郎	代表者	遠藤 幸四郎	大宮 睦夫	令和3年5月28日
金沢さくら会	黒沢和規	会計責任者	清水 邦彦	中川 俊一	令和3年8月27日
尾山政経懇話会	小森卓郎	主たる事務所の所在地	金沢市小坂町西16番地17	輪島市水守町タキシヤ10	令和3年9月17日
		代表者	小森 卓郎	北村 茂男	令和3年9月17日
		会計責任者	宮本 義典	大畑 豊	令和3年9月17日
		国会議員関係政治団体区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和3年9月17日
		公職の種類(第1号)	衆議院議員(候補者等)		令和3年9月17日

**石川県選挙管理委員会告示第81号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小 森 卓 郎	衆議院議員 (候補者等)	尾山政経懇話会	金沢市小坂町西16番地 17	令和3年9月17日

**石川県選挙管理委員会告示第82号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,940人

**石川県選挙管理委員会告示第83号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,374人

**石川県選挙管理委員会告示第84号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,646人
七 尾 市 選 挙 区	14,583人
小 松 市 選 挙 区	29,449人
輪 島 市 選 挙 区	7,482人
珠 洲 市 選 挙 区	4,069人
加 賀 市 選 挙 区	18,444人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,733人
か ほ く 市 選 挙 区	9,898人
白 山 市 選 挙 区	31,131人



能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,079人
野 々 市 市 選 挙 区	14,573人
河 北 郡 選 挙 区	17,724人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,709人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,937人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,212人

**石川県選挙管理委員会告示第85号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,374人

石川県選挙管理委員会告示第62号及び第64号から第75号までの公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年10月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県選挙管理委員会告示第62号**

令和3年執行予定の衆議院議員総選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次のとおり説明会を開催する。

政党その他の政治団体、立候補予定者及びその他の関係者で出席を希望される方は、あらかじめ本委員会事務局（石川県総務部市町支援課内）あて申込みの上、当日参集されたい。

令和3年10月7日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 令和3年10月12日（火） 午後1時30分
- 2 場 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁議会庁舎1階 大会議室

**石川県選挙管理委員会告示第64号**

衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区、石川県第2区、石川県第3区）において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党1政党当たりの政見放送回数は、次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の選挙から適用する。

令和3年10月15日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

区 分	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
石川県における届出候補者が1人又は2人である候補者届出政党	株式会社テレビ金沢	1	北陸放送株式会社	1
石川県における届出候補者が3人である候補者届出政党	株式会社テレビ金沢	1	北陸放送株式会社	1
	石川テレビ放送株式会社	1		

**石川県選挙管理委員会告示第65号**

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

被登録資格の決定の基準日

令和3年10月18日（ただし、年齢については、令和3年10月31日）

**石川県選挙管理委員会告示第66号**

令和3年10月31日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月15日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 令和3年10月19日 午後7時
- 2 場 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

**石川県選挙管理委員会告示第67号**

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区）において、当該選挙の開票事務と選挙会事務を併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県選挙管理委員会告示第68号**

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により選挙長及び選挙分会長を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定によりそれらの者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 1 衆議院小選挙区選出議員選挙

区 分	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県第1区	石川県金沢市雀5丁目72番地	坂 井 美紀夫	石川県金沢市芳斉1丁目14番5号	太 田 大 樹
石川県第2区				
石川県第3区				

## 2 衆議院比例代表選出議員選挙

区 分	選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県選挙分会	石川県白山市安吉町41番地	吉 田 隆 一	石川県河北郡津幡町字北中条5号59番地4	出 村 久 志

石川県選挙管理委員会告示第69号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第27条第2項の規定により審査分会長を、最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第15条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により審査分会長の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、告示する。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

区 分	審 査 分 会 長		審査分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県審査分会	石川県能美市寺井町ソ84 番地1	濱 崎 英 明	石川県金沢市芳斉1丁目 14番5号	太 田 大 樹

石川県選挙管理委員会告示第70号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

						× を 書 く 欄	(注 意) 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、 二 その氏名の上の欄に×を書くこと。 やめさせなくてよいと思う裁判官については、 何も書かないこと。	令和三年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票
						裁 判 官 の 氏 名		

## 石川県選挙管理委員会告示第71号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査の点字による投票を行う場合の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

<p>(注 意)</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。</p> <p>二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。</p>	<p>令和三年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票 点字投票</p>	<p>石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 石川 選 挙 委 員 会 石川 選 挙 管 理 員 印</p>
---	--	---

## 石川県選挙管理委員会告示第72号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県第1区	24,754,100円
石川県第2区	23,990,400円
石川県第3区	22,760,500円

## 石川県選挙管理委員会告示第73号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙名	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
日 時	令和3年10月19日 午後6時30分	令和3年10月20日 午後3時00分
場 所	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁石川県選挙管理委員会室(行政庁舎5階)	

## 石川県選挙管理委員会告示第74号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

期 日	受 付 場 所
令和3年10月19日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
令和3年10月20日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

### 石川県選挙管理委員会告示第75号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができる日を令和3年10月19日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和3年10月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年10月29日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区  
選挙長 坂井美紀夫

### 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区  
選挙長 坂井美紀夫

期 日	受 付 場 所
令和3年10月19日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
令和3年10月20日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

### 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区の候補者として、本日次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区  
選挙長 坂井美紀夫

届出 受理 番号	候補者届出政党	候 補 者				
	政党等の名称	氏 名	本 籍	住 所	選挙期日時点における満年齢	職 業
	一のウェブサイト等のアドレス		一のウェブサイト等のアドレス			
1	日本維新の会 <a href="https://o-ishin.jp/">https://o-ishin.jp/</a>	こばやし <small>まこと 誠</small>	石川県	石川県金沢市	44歳	団 体 役 員
	<a href="https://www.kobamako.com">https://www.kobamako.com</a>					
2	立憲民主党 <a href="https://cdp-japan.jp">https://cdp-japan.jp</a>	あらい <small>あつ 志</small>	石川県	石川県金沢市	27歳	立 憲 民 主 党 石 川 県 総 支 部 連 合 会 副 代 表
	<a href="https://araia.jp">https://araia.jp</a>					

3	自由民主党	こもり たくお	東京都	石川県金沢市	51歳	政 党 役 員
	<a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a>		<a href="https://komoritakuo.jp/">https://komoritakuo.jp/</a>			
4	日本共産党	かめだ りょうすけ	石川県	石川県金沢市	72歳	政 党 役 員
	<a href="http://www.jcp.or.jp">http://www.jcp.or.jp</a>		<a href="//blog.goo.ne.jp/mo4mo4kamesan">//blog.goo.ne.jp/mo4mo4kamesan</a>			

## 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告  
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年10月29日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区  
選挙長 坂井美紀夫

### 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区  
選挙長 坂井美紀夫

期 日	受 付 場 所
令和3年10月19日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室(行政庁舎11階)
令和3年10月20日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課(行政庁舎5階)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区の候補者として、本日次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第13項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区  
選挙長 坂井美紀夫

届出 受理 番号	候補者届出政党	候 補 者				
	政党等の名称	氏 名	本 籍	住 所	選挙期日時点に おける満年齢	職 業
	一のウェブサイト等のアドレス					
1	日本共産党	さかもと ひろし	富山県	石川県金沢市	57歳	政 党 役 員
	<a href="http://www.jcp.or.jp">http://www.jcp.or.jp</a>					
2	自由民主党	ささき はじめ	石川県	石川県小松市	47歳	会 社 役 員
	<a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a>					
3	—	やまもと やす ひこ彦	石川県	石川県白山市	68歳	政 治 家
	—					

## 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第1号及び第2号の公布公告  
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年10月29日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区

選挙長 坂 井 美 紀 夫

## 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区

選挙長 坂 井 美 紀 夫

期 日	受 付 場 所
令和3年10月19日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
令和3年10月20日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

## 衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区の候補者として、本日次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区

選挙長 坂 井 美 紀 夫

届出 受理 番号	候補者届出政党	候 補 者				
	政党等の名称 一のウェブサイト等のアドレス	氏 名	本 籍	住 所	選挙期日時点に おける満年齢	職 業
1	— —	くらち しょう いち	石川県	石川県河北郡津幡町	85歳	古 物 商
2	自由民主党 <a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a>	にしだ しょう じ	石川県	石川県七尾市	52歳	自由民主党 石川県第三選 挙区支部長
3	立憲民主党 <a href="https://cdp-japan.jp">https://cdp-japan.jp</a>	こんどう かず や	石川県	石川県鹿島郡中能登町	47歳	立憲民主党 石川県総支部 連 合 会 代 表

